

三徳会について

男性労働者の育児休業取得率等の公表

2025 年 4 月 1 日より、育児・介護休業法の改正によって、従業員数 300 人超 1,000 人以下の企業にも男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。

令和 7 年 3 月 3 1 日現在、当法人において育児休業等の取得状況の公表対象となる男性職員はおりません。そのため、本項目の実績はございません。

今後、対象となる男性職員が生じた場合には、当社の育児・介護休業規程に基づき、その取得を積極的に促進してまいります。